

第60回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2025年6月18日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号
本社3階会議室

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2025年6月17日（火曜日）
午後5時30分まで

■ お土産廃止のお知らせ

株主総会会場にご来場くださる株主さまと、ご来場が難しい株主さまとの公平性等を勘案し、ご来場の株主さまへのお土産の配布は取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/1762/>



グループ憲章

1. 目標一致

高松グループに属する各企業の目指す方向は同一である。

2. 独立尊重

高松グループに属する各企業は互に独自性を尊重する。

3. 協力競争

高松グループに属する各企業は互に協力と競争の調和をはかる。

4. 価値基準

高松グループに属する各企業ならびにその役員および社員は社益を価値判断の基準とする。ただし、これは信義則の範囲内とする。

グループフォーメーション (2025年4月1日時点)

高松グループは、建設業界において、M&Aを通じ成長を実現した数少ないグループです。高松建設グループ8社、青木あすなる建設グループ2社、みらい建設工業グループ3社、東興ジオテック、タカマツハウスグループ2社、タカマツハウス関西、米国現地法人の高松CG USAおよび持株会社である高松コンストラクショングループの19社で構成されています。(日本オーナーズクレジットは非連結子会社、また、下図に表示していないその他連結子会社が6社、持分法適用関連会社が2社有ります。)

今後も積極的に事業領域の拡大を目指します。



株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに当社の第60回定時株主総会招集通知をお届けいたします。

高松グループは、「建設を通じて社会における相互補完の一翼を担う」との経営理念のもと、長期ビジョンである「高松グループ2030vision」の実現に向け、昨年度を最終年度とする3か年の中期経営計画「共創×2025」に取り組み、持続的な成長と収益力の強化に努めてまいりました。

その最終年度である2025年3月期は売上高3,466億円、営業利益114億円と当初計画値には届かなかったものの、コロナ禍の影響からの復調をはたし3期連続の増収となり、着実な成長を重ねてまいりました。

本年（2026年3月期）からは、新たな中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）がスタートしております。中核事業の更なる強化や生産性向上への取り組みに加え、社会課題や人的資本への対応を含め当社グループのサステナビリティを高める施策や投資を推進し、グループの更なる成長に向けて歩みを進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、高松グループの発展に、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



代表取締役社長 高松浩孝

経営理念

建設を通じて
社会における
相互補完の
一翼を担う。



企業理念3カ条

わが社はステークホルダーに対し、利益の配分を通じて高い評価を得ることを目指し、もってわが社ならびにグループトータルの企業価値の増大をはかる。

経営目標達成のため、よりビッグでよりハイプロフィットなグループを目指す。ただし、不正や不当な手段による社益の追求はもちろん、浮利を追うなど利益第一主義に陥ってはならない。

グループ憲章の遵守をはかり、グループ各社の経営を適切に指導し、もってグループ全体の発展を通じて社会に貢献することを使命とするホールディングカンパニーである。

証券コード：1762
2025年5月28日
(電子提供措置の開始日2025年5月27日)

株 主 各 位

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号
株式会社高松コンストラクショングループ
代表取締役社長 高松浩孝

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第60回（2025年3月期）定時株主総会招集ご通知」および「第60回（2025年3月期）定時株主総会招集ご通知に際してのその他の電子提供措置事項」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.takamatsu-cg.co.jp>



上記ウェブサイトアクセスして、「株主・投資家の皆さまへ」「株式・社債・株主総会」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（6ページから7ページ）をご高覧のうえ、**2025年6月17日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

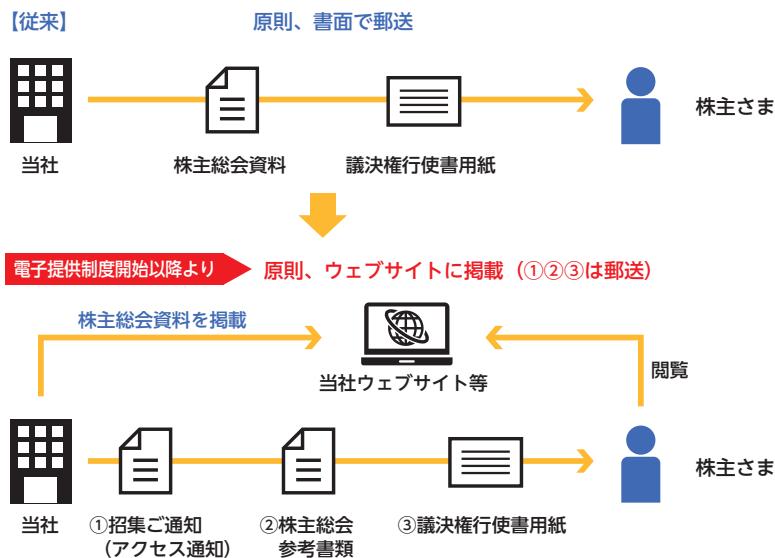
1 日 時	2025年6月18日（水曜日）午前10時（受付開始時刻午前9時30分）
2 場 所	大阪市淀川区新北野一丁目2番3号 本社3階会議室 (末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 (1) 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役11名選任の件 第2号議案 取締役(社外取締役および非業務執行取締役を除く。)に対する株価連動型金銭報酬の額および内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ **ご来場の株主の皆さまへのお土産の配布は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**
 - ◎ **第60期期末配当金のお支払いについて**
当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、第60期に係る期末配当金として1株当たり41円をお支払いすること、および支払開始日を2025年6月19日とさせていただくことを決議いたしました。

【ご参考】電子提供措置（株主総会資料の電子提供制度）について

株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告等）の電子提供制度が開始され、当社では、書面交付請求をいただいた株主さまを除き、議決権を有する株主さまに株主総会資料を掲載するウェブサイトへのアクセス方法を記載した招集ご通知（アクセス通知）と議案について記載した株主総会参考書類を、議決権行使書用紙とともにお送りしております。



書面でのお受け取りをご希望される場合は、会社法に定める株主総会資料の書面交付請求手続きを当社定時株主総会の基準日（3月31日）までにおこなう必要があります。

お手続きについては、下部に記載の当社株主名簿管理人のみずほ信託銀行または口座を開設されている証券会社へお問い合わせください。

■株主名簿管理人
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-524-324（電子提供制度専用ダイヤル）
（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

議決権行使についてのご案内

株主総会にご欠席の場合

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。
なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議 決 権
行 使 期 限

2025年6月17日（火曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット



パソコン、スマートフォン、タブレット端末等から、当社の指定する議決権行使専用サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

議 決 権
行 使 期 限

2025年6月17日（火曜日）午後5時30分行使分まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の場合

株主総会



- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 議事資料としてこの招集ご通知をご持参ください。
- 代理人によるご出席の場合は、ご出席株主さまご本人の議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限らせていただきます。

株 主 総 会
開 催 日 時

2025年6月18日（水曜日）午前10時
(受付開始：午前9時30分)

インターネットによる掲載事項

- 本招集ご通知は以下の当社ウェブサイトにも掲載しております。
- **This Notice of the 60th Ordinary Shareholders Meeting is available on our website as written below.**
- 本招集ご通知の英訳版（ご参考資料）は**当社ウェブサイト（英語）**に掲載しております。
- **English translation of this Notice is available on the following website for courtesy purpose.**
<https://www.takamatsu-cg.co.jp/eng/>
- 書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には、法令および定款第15条の規定にもとづき、電子提供措置事項のうち、次の事項は記載しておりません。
 - ① 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」
 - ② 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類は、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面に記載の各書類のほか、上記①から③までの事項であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

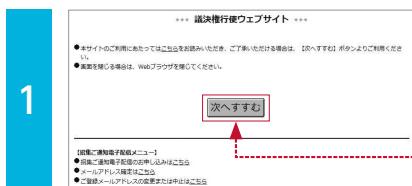
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使 みずほ 検索

右記QRコードからのアクセスも可能です。



議決権行使手順



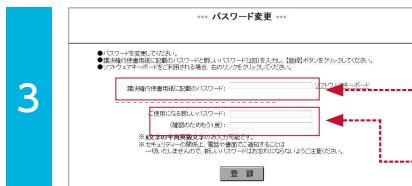
議決権行使ウェブサイト にアクセス

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「**次へすすむ**」をクリック。



ログインする

「**議決権行使コード**」を入力し、「**次へ**」をクリック。
※「**議決権行使コード**」および「**パスワード**」は本書同封の「**議決権行使書用紙**」に記載されております。



パスワードの入力

パスワード変更画面が出ますので、「**初期パスワード**」を入力し、**株主様**がご使用になる「**パスワード**」を登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

システムに関する
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

！ ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認をおこなっておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合がございます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

事前質問の受付について

議決権をお持ちの株主さまご本人に限り、本株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問を専用ウェブサイトにてお受けいたします。

お寄せいただきました質問のうち、株主の皆さまのご関心の高い質問につきましては、株主総会当日にご回答させていただく予定です。

受付期間	2025年5月28日（水） 10：00～2025年6月10日（火） 17：00まで
------	---

受付方法	下記ウェブサイトログインのうえ、ご質問をご入力ください。 https://q.srdb.jp/1762/ 
------	--

<事前質問に関する留意事項>

- ・ご入力に際し、氏名、株主番号など必要事項に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ・ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いします。
- ・ご質問はお1人さま、1問とさせていただきます。(500文字まで)
- ・承りましたご質問の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではありません。
- ・株主さまへの個別のご説明、ご連絡はおこないませんので予めご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	高松 孝之		取締役名誉会長	100% (12/12回)
2	再任	高松 孝嘉		取締役会長	100% (12/12回)
3	再任	高松 浩孝		代表取締役社長	100% (12/12回)
4	再任	高松 孝年		代表取締役副社長	100% (12/12回)
5	再任	浅井 哲		取締役	100% (10/10回)
6	再任	高松 英之		取締役	100% (12/12回)
7	再任	青山 繁弘	社外 独立	取締役	100% (12/12回)
8	再任	中原 秀人	社外 独立	取締役	100% (12/12回)
9	再任	石橋 伸子	社外 独立	取締役	92% (11/12回)
10	再任	濱島 健爾	社外 独立	取締役	100% (10/10回)
11	新任	望月 尚幸		—	—

(注) 青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏および濱島健爾氏は社外取締役候補者であります。

なお、当社は青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏および濱島健爾氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。

1 ^{たかまつ} 高松

^{たか ゆき} 孝之

再任

1937年9月27日生（満87歳）

所有する当社株式数

3,948,700株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

取締役名誉会長

略歴

1965年6月 当社代表取締役社長

1990年4月 当社代表取締役会長

2005年6月 当社取締役名誉会長（現任）

2008年10月 高松建設(株)取締役名誉会長（現任）

2013年6月 青木あすなろ建設(株)取締役（現任）



取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長、当社代表取締役会長等を歴任し、現在、当社取締役名誉会長に就いております。大所高所の立場から経営全般に助言をおこなうとともに、経営理念に沿った長期継続企業を目指す視点に立ちグループの経営の監督を適切におこなっております。その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のために更なる貢献をはたせるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

2 たかまつ
高松

たかよし
孝嘉

再任

1967年2月6日生（満58歳）

所有する当社株式数

321,318株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

取締役会長

略歴

1990年4月	当社入社	2015年6月	当社取締役専務執行役員グループ統括本部担当
2005年4月	当社社長室長	2016年6月	当社代表取締役専務執行役員グループ統括本部担当
2005年6月	当社取締役社長室長	2017年4月	当社代表取締役副社長執行役員グループ統括所管
2006年3月	当社取締役	2017年6月	高松建設(株)取締役
2006年3月	(株)日本建商〔大阪府〕(現 高松工ステート(株))取締役常務執行役員	2019年6月	当社代表取締役副社長執行役員全社統括兼グループ監査本部長
2008年10月	高松建設(株)執行役員経営企画室長	2021年4月	当社代表取締役副会長
2009年8月	同社取締役執行役員本社統括	2024年6月	当社取締役会長（現任）
2011年4月	同社取締役常務執行役員本社統括		
2013年4月	当社取締役常務執行役員管理本部担当		



取締役候補者とした理由

当社取締役社長室長、当社代表取締役副社長執行役員等を歴任し、現在、取締役会長に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識により、グループ経営の監督を適切におこなっており、企業価値の持続的向上のために更なる貢献をはたせるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

3 たかまつ
高松

ひろ たか
浩孝

再任

1971年2月28日生（満54歳）

所有する当社株式数

292,472株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

代表取締役社長

略歴

2007年6月	当社取締役	2018年4月	高松建設(株)代表取締役副社長執行役員
2014年4月	やまと建設(株)〔大阪府〕(現 高松テクノサービス(株)) 代表取締役副社長執行役員	2019年4月	当社取締役
2015年6月	高松建設(株)取締役常務執行役員	2020年6月	青木あすなる建設(株)取締役(現任)
2016年4月	高松建設(株)取締役専務執行役員	2021年4月	当社代表取締役社長グループ監査本部管掌
2017年4月	当社取締役専務執行役員グループ戦略本部担当兼グループ経営戦略室長	2022年4月	当社代表取締役社長グループ経営戦略本部・経営改革推進部管掌
2017年4月	高松建設(株)取締役	2022年4月	高松建設(株)代表取締役
2018年4月	当社取締役専務執行役員グループ戦略本部担当	2022年6月	高松建設(株)取締役(現任)
		2022年10月	当社代表取締役社長事業推進本部・経営戦略本部管掌
		2023年4月	当社代表取締役社長(現任)



取締役候補者とした理由

高松テクノサービス(株)代表取締役副社長執行役員、高松建設(株)代表取締役副社長執行役員等を歴任し、現在、当社代表取締役社長に就いております。経営上重要な事項について十分かつ適切に取締役会に経営判断を求め、取締役会の意思決定機能を高めるとともに、経営の指揮を執り業績向上に大きな貢献をはたしております。その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のために更なる貢献をはたせるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

4 ^{たかまつ}高松

^{たかとし}孝年

再任

1970年9月6日生（満54歳）

所有する当社株式数

297,872株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

代表取締役副社長

略歴

1998年3月	当社入社	2015年6月	同社代表取締役副社長執行役員
2005年6月	JPホーム(株)取締役東京本店長	2016年4月	JPホーム(株)取締役会長
2009年4月	同社代表取締役副社長	2017年4月	同社取締役
2010年6月	当社取締役	2018年4月	高松建設(株)代表取締役社長（現任）
2012年4月	JPホーム(株)代表取締役社長	2020年6月	青木あすなる建設(株)取締役（現任）
2013年6月	高松建設(株)取締役	2021年4月	当社代表取締役副社長執行役員
2014年4月	同社代表取締役副社長	2024年4月	当社代表取締役
		2024年6月	当社代表取締役副社長（現任）



重要な兼職の状況

高松建設(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

JPホーム(株)取締役東京本店長、同社代表取締役副社長、同社代表取締役社長、高松建設(株)代表取締役副社長執行役員等を歴任し、現在、当社グループの中核会社である高松建設(株)代表取締役社長および当社代表取締役副社長に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識を有しており、企業価値の持続的向上のために更なる貢献をはたせるものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

5 あさ い
浅井

てつ 再 任
哲

1963年2月8日生（満62歳）

所有する当社株式数

2,354株

取締役会への出席状況

100%(10回/10回)

現在の当社における地位、担当

取締役副社長執行役員

略歴

- | | | | |
|---------|---|---------|----------------------------|
| 1985年4月 | (株)協和銀行入行 | 2020年4月 | 同行代表取締役副社長兼執行役員
東日本担当統括 |
| 2012年4月 | (株)りそな銀行執行役員首都圏地域
担当 | 2023年6月 | 当社副社長執行役員 |
| 2016年4月 | 同行常務執行役員東京営業部長 | 2024年6月 | 高松建設(株)取締役(現任) |
| 2018年4月 | 同行専務執行役員東京営業部長 | 2024年6月 | 青木あすなる建設(株)取締役(現
任) |
| 2019年4月 | 同行専務執行役員コーポレートビ
ジネス部担当兼事業戦略サポート
部担当 | 2024年6月 | 当社取締役副社長執行役員(現
任) |



重要な兼職の状況

公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長

取締役候補者とした理由

(株)りそな銀行にて代表取締役副社長等を歴任し、リスク管理や財務知識に対して深い知見を有しております。現在、当社取締役副社長執行役員に就いており、豊富な経営経験と高い見識により企業価値の持続的向上のために更なる貢献をはたせるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

6 ^{たかまつ}高松 ^{ひでゆき}英之 再任
 1977年2月28日生（満48歳）

所有する当社株式数
 346,472株

取締役会への出席状況
 100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

取締役常務執行役員 グループ経営高度化チーム担当

略歴

2005年11月	(株)たかまつ屋（現 (株)高松フード・クリエイト）設立、代表取締役社長	2022年10月	高松エステート(株)代表取締役副社長執行役員
2016年6月	当社取締役	2024年4月	当社取締役執行役員 グループ経営企画室長
2021年2月	(株)高松フード・クリエイト取締役会長	2024年7月	タカマツビルド(株)代表取締役副社長執行役員
2021年4月	高松エステート(株)〔大阪府〕代表取締役副社長執行役員	2025年4月	(株)高松フード・クリエイト代表取締役会長（現任）
		2025年4月	当社取締役常務執行役員 グループ経営高度化チーム担当（現任）



取締役候補者とした理由

(株)高松フード・クリエイト代表取締役社長、高松エステート(株)代表取締役副社長執行役員およびタカマツビルド(株)代表取締役副社長執行役員等を歴任し、豊富な経営経験と高い見識を有しております。現在、当社取締役常務執行役員 グループ経営高度化チーム担当として、グループ経営基盤の強化に取り組んでおり、企業価値の持続的向上のために更なる貢献をはたせるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

あお やま
7 青山

しげ ひろ
繁弘

再任 **社外** **独立**
1947年4月1日生 (満78歳)

所有する当社株式数
8,347株

取締役会への出席状況
100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

社外取締役、指名報酬委員会委員長

略歴

1969年4月	サントリー(株)入社	2009年2月	サントリーホールディングス(株)取締役副社長
1994年3月	同社取締役洋酒事業部長	2010年3月	同社代表取締役副社長
1999年3月	同社常務取締役マーケティング部門・宣伝事業部担当営業推進部長	2014年10月	同社代表取締役副会長
2003年3月	同社専務取締役経営企画本部長	2015年4月	同社最高顧問
2006年3月	同社取締役副社長酒類カンパニー長	2016年6月	当社社外取締役 (現任)
		2018年4月	サントリーホールディングス(株)特別顧問



重要な兼職の状況

公益財団法人流通経済研究所理事長
H.U.グループホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

サントリー(株)取締役副社長、サントリーホールディングス(株)代表取締役副社長、同社代表取締役副会長等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。当社指名報酬委員会の委員長も務めていただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制が更に強化できるものと期待されることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

8 なか はら 中原 ひで と 秀人 再任 社外 独立
1950年11月17日生（満74歳）

所有する当社株式数

—

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

社外取締役、指名報酬委員会委員

略歴

1973年4月	三菱商事(株)入社	2011年6月	同社代表取締役副社長執行役員
2004年4月	同社執行役員欧州支社長	2016年4月	同社取締役
2006年4月	同社執行役員中国総代表	2018年6月	当社社外監査役
2007年4月	同社常務執行役員中国総代表	2019年6月	当社社外取締役（現任）
2009年6月	同社取締役常務執行役員コーポレート担当役員（地域戦略）、地域開発管掌		



重要な兼職の状況

国立大学法人大阪教育大学理事

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三菱商事(株)代表取締役副社長執行役員等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。当社指名報酬委員会の委員も務めていただいております。また、海外経験も豊富であり、海外事業推進に対しても適切な助言をいただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制が更に強化できるものと期待されることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

9 ^{いし ばし}石橋 ^{のぶ こ}伸子 再任 社外 独立
1961年6月12日生（満63歳）

所有する当社株式数

1,271株

取締役会への出席状況

92%(11回/12回)

現在の当社における地位、担当

社外取締役、指名報酬委員会委員

略歴

1989年4月 弁護士登録
1995年10月 井口・石橋法律事務所共同開設
2004年10月 弁護士法人神戸シティ法律事務所
代表社員弁護士（現任）
2019年6月 当社社外監査役
2019年6月 (株)上組社外取締役（現任）
2020年6月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ社外取締役 監査等委員（現任）
2022年6月 当社社外取締役（現任）



重要な兼職の状況

弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士
(株)上組社外取締役
(株)ふくおかフィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社指名報酬委員会の委員も務めていただいております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、有用な意見をいただくことを期待するためであります。

同氏は、これまで当社および他社の社外取締役として、企業経営に関わっております。また、法律の専門家として、今後とも当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない助言をいただくことで、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

10 はましま
濱島

けんじ
健爾

再任 社外 独立
1959年1月3日生 (満66歳)

所有する当社株式数
—

取締役会への出席状況
100%(10回/10回)

現在の当社における地位、担当

社外取締役、指名報酬委員会委員

略歴

1982年4月	ウシオ電機(株)入社	2014年4月	同社代表取締役兼執行役員副社長
1999年4月	Ushio America, Inc.取締役社長 CEO	2014年10月	同社代表取締役社長
2000年11月	Christie Digital Systems, Inc. 取締役社長 CEO	2019年4月	同社相談役
2004年4月	ウシオ電機(株)上級グループ執行役 員	2020年4月	同社特別顧問 (現任)
2007年4月	同社グループ常務執行役員	2020年6月	稲畑産業(株)社外取締役
2010年6月	同社取締役兼専務執行役員	2022年6月	同社社外取締役 監査等委員会委 員長
			(株)ニチレイ社外取締役 報酬諮問 委員会委員長 (現任)
		2024年6月	当社社外取締役(現任)



重要な兼職の状況

ウシオ電機(株)特別顧問
(株)ニチレイ社外取締役 (報酬諮問委員会委員長)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

産業機械等を扱うメーカーの経営者として、経営基盤の強化、グローバル化、新規事業領域への展開等の豊富な経験と、海外現地法人において、長年にわたりM&Aやグループ企業再編に携わるなど海外事業に関する見識を有しており、当社指名報酬委員会の委員も務めていただいております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制が更に強化できるものと期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

11 ^{もちづき}望月 ^{なおゆき}尚幸 新任
 1963年6月24日生（満61歳）

所有する当社株式数

—

取締役会への出席状況

—

略歴

1987年4月	清水建設(株)入社	2021年6月	同社取締役副社長執行役員事業部門統括COO（最高執行責任者） 建築事業本部長
2017年4月	同社建築総本部東京支店副支店長	2023年8月	同社顧問
2019年1月	PwCコンサルティング合同会社 シニアマネージャー	2023年10月	当社顧問
2020年4月	日本国土開発(株)執行役員建築事業 本部副本部長	2024年1月	当社最高顧問
2020年8月	同社取締役常務執行役員建築事業 本部長兼東日本事業部長	2024年1月	青木あすなる建設(株)最高顧問
		2024年4月	同社副社長執行役員
		2024年6月	同社代表取締役副社長執行役員
		2025年4月	同社代表取締役社長（現任）



重要な兼職の状況

青木あすなる建設(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

清水建設(株)建築総本部東京支店副支店長、日本国土開発(株)取締役副社長執行役員を歴任し、現在、当社グループの中核会社である青木あすなる建設(株)代表取締役社長に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識、PwCコンサルティング合同会社における戦略立案経験を有しており、当社グループの事業戦略推進に係る意思決定等に適切な意見をいただくことで、企業価値の持続的向上のために貢献をはたせるものと判断し、新たに取締役候補者となりました。

(注) 1. 責任限定契約について

当社は、候補者 高松孝之氏、青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏および濱島健爾氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、候補者 望月尚幸氏の選任が承認可決された場合、同氏は非業務執行取締役となることから、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（訴訟費用等を含む）を、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、その保険料を全額当社が負担しております。また、保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
4. 青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏および濱島健爾氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏および濱島健爾氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。
5. 候補者 青山繁弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
6. 候補者 中原秀人氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
7. 候補者 石橋伸子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
8. 候補者 濱島健爾氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
9. 候補者 石橋伸子氏は婚姻により井口姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の石橋姓でおこなっております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	独立社外	スキル						
		① 企業経営	② サステナビ リティ	③ 法務・コンプ ライアンス・ リスクマネジ メント	④ 財務・会計	⑤ 技術	⑥ 営業	⑦ グローバル
高松 孝之		●				●	●	
高松 孝嘉		●		●				
高松 浩孝		●	●	●				●
高松 孝年		●	●	●			●	
浅井 哲		●		●	●		●	
高松 英之		●						
青山 繁弘	●	●						●
中原 秀人	●	●						●
石橋 伸子	●		●	●				
濱島 健爾	●	●	●					●
望月 尚幸		●	●			●		

※上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案

取締役(社外取締役および非業務執行取締役を除く。)に対する株価連動型金銭報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬額につきましては2024年6月19日開催の定時株主総会で報酬限度額を年間総額350百万円以内（うち社外取締役分80百万円以内）（決議時点の取締役員数は11名（うち社外取締役4名））とご承認いただき今日に至っておりますが、今般、当該報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）を対象とする株価連動型金銭報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものです。当社では、本議案をご承認いただくことを条件として、当社の定める取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記<(ご参考)報酬決定方針の改定案>のとおり変更することを取締役会にて決議しており、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿うものであることから、導入は相当であると考えております。

また、当社では、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役のみで構成される指名報酬委員会を設置しており、当該指名報酬委員会において、本制度の導入について審議し、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性、客観性を確保しています。

なお、現在の取締役の員数は11名（うち社外取締役4名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の員数は引き続き3名となります。

2. 提案の内容

(1) 本制度の概要

本制度は当社の株価と連動し、金銭にて支給される株価連動型の金銭報酬です。

本制度では、取締役の役職毎に定められた基準額を、本制度の対象期間（当社の中期経営計画期間に対応する連続した事業年度を指す。当初対象期間は3事業年度とする。）開始時の所定の株価により除して算出したポイント（以下、「基準ポイント」という。）を、当社普通株式（以下、「当社株式」という。）に代えて毎年取締役に付与するものとし、対象期間中、これを累積いたします（以下、基準ポイントを累積したものを「累積ポイント」という。）。

対象期間が経過したのち、累積ポイントに対象期間終了時の所定の株価を乗じた金額を取締役に支給いたします。

なお、退任により、対象期間の途中で取締役でなくなる場合（以下、「退任時」という。）には、当該時点における累積ポイントに所定の株価を乗じた金額を支給するものとします。基準ポイントおよび累積ポイントについては、金銭報酬として支給されるまでに、当該ポイントを保有する取締役に重大な違反行為等が発生した場合には、付与済みのポイントを没収し、新たなポイント付与を停止することがあります。

(2) 取締役に支給する報酬額の算定方法

本制度における、基準ポイントの具体的な算定方法は次のとおりとします。

<基準ポイントの算定方法>

基準ポイント＝役職ごとに定められた基準報酬額÷対象期間開始時の所定の日または所定の期間における当社株式の市場価格またはその平均値

当社から取締役へ付与する基準ポイントの1年あたりの上限については13,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株相当）とします。したがって、当初対象期間である3事業年度あたりの上限は39,000ポイント（当社株式39,000株相当）となります。

なお、当社株式について、対象期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、ポイント数を調整いたします。

また、対象期間終了後または退任時に各取締役へ支給する金銭報酬の金額については、以下の算定式のとおり定めるものとします。

<各取締役への支給額の算定方法>

各取締役へ支給する金銭報酬の金額＝各取締役の累積ポイント×対象期間終了時または支給時の所定の日または所定の期間における当社株式の市場価格またはその平均値

- (注) 退任により、対象期間の途中で取締役でなくなる場合には、当該事由該当時または支給時の所定の日または所定の期間における当社株式の市場価格またはその平均値を乗じることとします。

<(ご参考)報酬決定方針の改定案>

1. 取締役の報酬等

当社では2019年1月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その後、2025年4月16日開催の取締役会において、これを改定しています。

1) 基本方針

業務執行取締役の報酬については、以下の方針に沿って決定しております。

(1) 役職ごとの役割や責務の重さ、業績貢献に応じた報酬水準とすること

(2) 短期的な業績向上のみでなく、グループ全体の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に資する適切なインセンティブを付与するものであること

業務執行をおこなわない取締役の報酬については、業績の要素を含まず、あらかじめ決定した定額としております。

2) 報酬水準・構成

<業務執行取締役>

業務執行取締役の報酬は、当社と同規模もしくは同業の企業における報酬水準等を考慮しつつ、総合的に勘案して決定しております。

その内容は、基本方針に沿って、基本報酬、賞与、株価連動型金銭報酬から構成することとし、業績目標等を100%達成した場合には、原則として、基本報酬：賞与：株価連動型金銭報酬=60：30：10となるように設計しております。

(1) 基本報酬

「基本報酬」は、原則として、役職ごとの役割や責務の重さに応じて決定し、毎月支払います。

(2) 賞与

「賞与」は、毎年の当社業績および個人目標等の達成に対する適切なインセンティブを付与することにより、当社グループの業績および中長期的な企業価値の向上を意識させることを目的とした報酬です。原則として、役職ごとに定められた基準額に当社業績および各取締役の個人評価の達成度等を加味した以下の算出式によって決定し、翌事業年度の職務執行に応じて7月に支払います。支給額は基準額に対して、0～150%の範囲で変動します。ただし、前年度の連結営業利益が赤字である場合は賞与の支払いをおこなわないものとします。

(賞与支給額算出式)

賞与支給額 = 賞与基準額 × 支給倍率 (注1)

- (注) 1. 支給倍率 = 財務評価の評価係数 (注2) × 65% + 非財務評価の評価係数 (注3) × 5% + 中期テーマ総合評価の評価係数 (注4) × 30%
2. 財務評価の評価係数は、当社が最も重視している本業の稼ぎを示す連結営業利益を指標とし、目標値に対する達成度に応じて、0%から150%の範囲で決定いたします。
3. 非財務評価の評価係数は、中期経営計画においても重視しているエンゲージメントスコアを指標とし、目標値に対する達成度に応じて、0%から150%の範囲で決定いたします。
4. 中期テーマ総合評価の評価係数は、中長期的な企業価値の向上を意識させる観点から採用しており、個人別の定性評価に応じて、0%から150%の範囲で決定いたします。個人別定性評価は、期初に代表取締役社長との面談を経て各取締役の目標を設定し、その目標を指名報酬委員会において確認します。期末には、代表取締役社長は各取締役との面談を経て評価をおこない、指名報酬委員会において評価結果の確認・審議し、決定いたします。なお、代表取締役社長の評価につきましては、設定した目標を指名報酬委員会に報告し、指名報酬委員会において決定いたします。

(3) 株価連動型金銭報酬

「株価連動型金銭報酬」は、当社株価に連動した金銭の給付をおこなうことで、各取締役に対して中長期的な視点に立った経営実現に向けて適切なインセンティブを付与することにより、当社グループの中長期的な企業価値を向上させることを目的とした報酬です。

原則として、役職ごとに定められた基準額に応じた株式数に相当するポイントを付与し、中期経営計画に対応する事業年度の期間、累積します。対象期間が終了した次の事業年度の7月に、累積ポイント数に相当する株数に対象期間終了時または支給時の所定の株価を乗じた額を、金銭にて支払います。

<業務執行をおこなわない取締役>

原則として、各取締役の役職ごとの役割や責務の重さにもとづいて、指名報酬委員会と協議をおこない、業績の要素を含まない、あらかじめ決定した定額を毎月支払います。

3) 決定プロセス

個人別の報酬等の額の決定に際しては、取締役会は上記の基本報酬に賞与および株価連動型金銭報酬を加算した報酬額（業務執行をおこなわない取締役については業績の要素を含まないものに限る。）について、取締役会で定めた各報酬制度の規程にもとづき、当該報酬額が相当かどうかを検討したうえで、代表取締役社長に決定を一任しております。代表取締役社長が取締役会から権限の委任を受けたうえで、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役のみで構成される指名報酬委員会と協議して決定いたします。

代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価をおこなうには代表取締役社長が最も適しているためであります。代表取締役社長が委任される権限は、指名報酬委員会において、役員間の公平性、貢献度、会社業績等を踏まえて審議をおこない報酬額を決定することです。

代表取締役社長が取締役会で定めた上記報酬制度と整合した報酬額を提案し、指名報酬委員会と協議したうえで決定することにより、報酬内容の客観性や透明性が担保されていることから、取締役会はその答申が決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 監査役の報酬等

監査役の報酬については、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により決定しております。監査役は、独立した立場で経営の監督をする役割を担うことから、基本報酬のみを毎月支払うこととします。

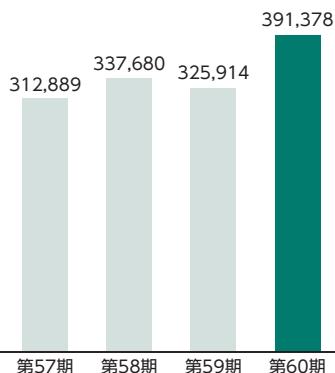
以 上

(ご参考)

業績ハイライト

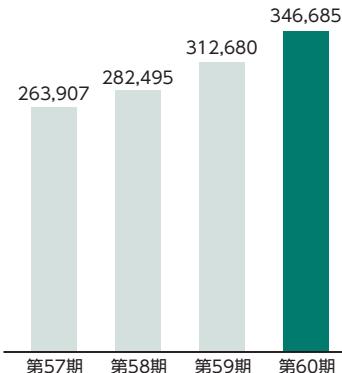
受注高(単位:百万円)

391,378百万円
(前期比 **20.1%**増)▲



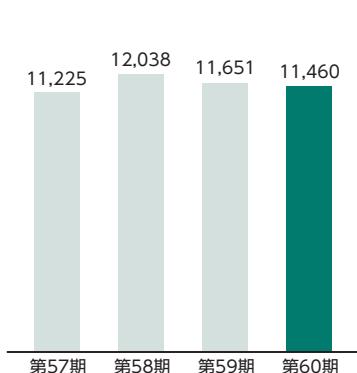
売上高(単位:百万円)

346,685百万円
(前期比 **10.9%**増)▲



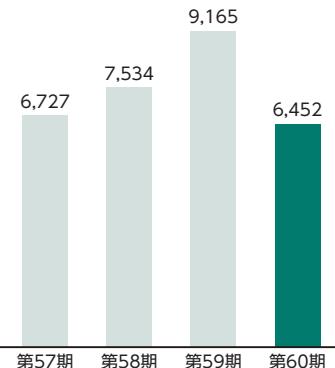
営業利益(単位:百万円)

11,460百万円
(前期比 **1.6%**減)▼



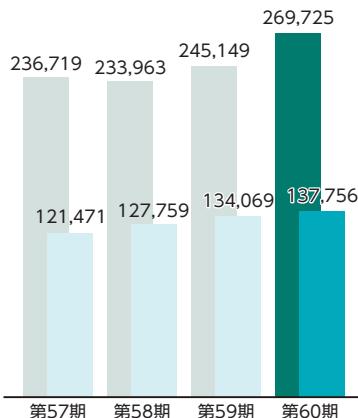
親会社株主に帰属する当期純利益(単位:百万円)

6,452百万円
(前期比 **29.6%**減)▼

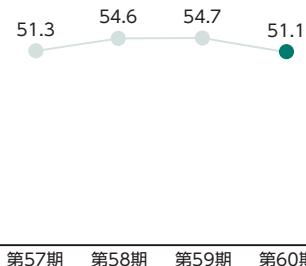


総資産／純資産(単位:百万円)

■ 総資産 ▲ 純資産



自己資本比率(単位:%)



1 当社グループの現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用の改善や、名目賃金の増加がみられ、景気は緩やかな回復基調が続いている一方、物価上昇の継続、米国の通商政策等による景気の下振れリスクが高まっており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設市場においては国土強靱化対策等により公共建設投資は底堅く、民間建設投資においても企業の設備投資意欲が堅調であり、全体として底堅い受注環境を維持しているものの、原材料価格や資機材価格の高騰、労務需給の逼迫等により、利益面では厳しい事業環境が継続しております。

また戸建住宅市場においては、政府の住宅支援策は継続され住宅ローンの変動金利も低水準で維持されている一方、今後の金利上昇や、建設コストの高止まりによる住宅販売価格の高騰、実質賃金の伸び悩みにより、楽観はできない状況となっております。

このような状況のなか、当社グループにおいては、当連結会計年度の受注高が391,378百万円（前期比20.1%増）、売上高が346,685百万円（前期比10.9%増）となり、いずれも過去最高となりました。利益につきましては、営業利益は11,460百万円（前期比1.6%減）、経常利益は10,619百万円（前期比6.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,452百万円（前期比29.6%減）となりました。

連結業績ハイライト

■ 売上高

3,466億85百万円 前期比10.9%増

■ 営業利益

114億60百万円 前期比1.6%減

■ 経常利益

106億19百万円 前期比6.1%減

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

64億52百万円 前期比29.6%減

なお、当連結会計年度における事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。
(単位：百万円)

		前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	翌連結会計年度 繰越高
建設事業	建築事業	315,966	209,298	163,044	362,220
	土木事業	117,220	99,008	101,399	114,829
計		433,186	308,307	264,444	477,050
不動産事業		3,198	83,070	82,241	4,028
合計		436,385	391,378	346,685	481,078

② 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,679百万円であり、その主なものは、船舶および重機であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

当社グループは、循環型・持続型社会インフラの創生に貢献するソリューションの提供を掲げる「高松グループ 2030vision」の実現を目指し、2023年3月期から中期経営計画「共創×2025」を実行し、歩みを進めてまいりました。

その結果、売上高は2024年3月期に初めて3,000億円を超え、最終年度である2025年3月期には3,466億円と3期連続の増収となりました。

しかし、資材価格の高騰ならびに慢性的な建設労働者不足による建設コストの高止まり等の影響から、利益については当初計画値を下回り推移することとなりました。

これらの状況を受け、新たに策定した中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）では、前中期経営計画で築いた事業基盤の一層の強化に向けて、各種施策の実行を加速させてまいります。具体的には、収益性の高い事業への適切な経営資源の配分による効率的な経営や、DXやAIの活用による生産性向上を実行してまいります。併せて、グループ内リソースの共有を進め、横断的な連携を強化することで、全社的な成長に努めてまいります。また、外国人採用を始めとする多様な採用活動や、シニア層や女性など多様な人材が活躍できるよう働き方・組織の改革を引き続き推し進めてまいります。

これらの取組みにより、当社グループは、より一層の事業成長を目指し、地域のあらゆる人々の「もの」と「こころ」の幸せにつながる「循環型・持続型社会インフラ」の創生に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）の概要

中期経営計画の策定にあたり、高松グループの長期ビジョンである「高松グループ2030vision」における理念や基本方針を踏まえ、本計画における基本方針・重点施策を具現化し、経営目標・経営指標達成に向け取り組んでまいります。

(1)長期ビジョン

高松グループ 2030 vision

地域のあらゆる人々の「もの」と「こころ」の幸せに貢献する

相互信頼と絆のネットワークからのご縁を大切に、
高松グループの原点である「C&C(Consultant & Construction)」を体現し、
地域のあらゆる人々の「もの」と「こころ」の幸せに繋がる
『循環型・持続型社会インフラ』の創生に貢献するソリューションを提供している

グループビジョンを支える価値観



相互信頼と絆を
大切にする



社員と組織の成長を
一致させる



人々が幸せに暮らせる
未来に貢献する

高松グループ 2030 vision を目指すための基本方針

事業成長

ソリューション提供型企业への脱皮

グループ各社の無形資産の棚卸から、有機的な結合による新たなソリューションを開発し、軌道に乗せている。

ストックビジネスの実現

バリューチェーンの拡張によって、建設物を媒介とした顧客の生涯利益を最大化するストックビジネスを実現し進化させている。

組織運営

トップクラスのホワイト企業への挑戦

トップクラスのホワイト企業を目指す取組が各社で推進され、「働く喜びと成長を実感できる組織」となっている。

グループ経営基盤の確立

グループ各社の人財・資金・技術の最適連携を目指すプラットフォームが機能し、個社とグループの成長を同期化できている。

(2)中期経営計画の基本方針・重点施策

「事業成長」、「組織経営」の2つの柱で本中期経営計画の基本方針、重点施策を策定しております。新たな事業領域への展開、グループ内リソースの活用、人財育成、生産性向上など、様々な施策により、経営基盤を強化し、中期経営計画達成に向け取り組んでまいります。

事業成長	新たな事業領域の開拓	■ 新たな事業領域への投資。例えば、都市の社会課題に対し「都市コミュニティ創生・再生」「サーキュラーエコノミー追求」「デジタルインフラ整備」の3つ観点から、グループが提供できる価値を見だし、将来的な収益実現に向けた布石を打つ。
	事業ポートフォリオ最適化	■ 既存事業プラスαの事業領域について、全体最適の観点からグループの人財・組織の再編成を行い、戦略的な資金配分を実施することで事業ポートフォリオの最適化をはかる。
	グループ連携による事業基盤の強化・再構築	■ 既存事業領域の強化や新規事業領域の開拓のため、グループ各社が保有する事業リソース（営業情報、ノウハウ、技術、専門人財など）のグループ内共有を進める。それら事業リソースの高度化、有効化のため、組織再編、人財投資、研究開発投資、情報システム投資などを加速させる。
組織経営	社員の主体性や挑戦を引き出す組織変革のけん引	■ 社員が主体的に考え判断し、挑戦する企業文化を醸成するため、経営幹部の役割要件定義、さらなる権限委譲、若年層社員のモチベーション向上に取り組む。
	コミュニケーション活性化による信頼関係構築と全体最適マインド醸成	■ 社内リソースやベストプラクティスの共有のため、また社員の意識をグループ最適へ転換させるため、およびグループ社員の相互理解と学習の機会を増やすため、参加型のプロセスを設計・実施し、組織内（会社や部門）横断的なコミュニケーションを活性化させる。
	組織の総合力強化	■ 組織の総合力を強化するため、外国人やシニア層、女性の積極活用と「働き方の多様化」をはかる。「働き方の多様化」と「労働生産性向上」を両立する「働き方改革」に取り組む。

(3)事業成長の基本方針

中核事業である「建設請負」を伸ばしつつ、収益性の高い川上・川下へと事業領域を積極的に展開することで、新たな事業領域の開拓、事業ポートフォリオの最適化をおこない、収益性向上に取り組んでまいります。



※各報告セグメントに帰属しない一般管理費等およびその他の調整額は含まれない。

(4)経営目標・経営指標

受注高・売上高・営業利益いずれも3期連続で過去最高を更新し、2028年3月期には営業利益210億円、営業利益率5.0%を目指します。

経営資源の適切な配分をおこない、中期経営計画最終年度にはROE8.1%、ROIC5.4%を目指します。

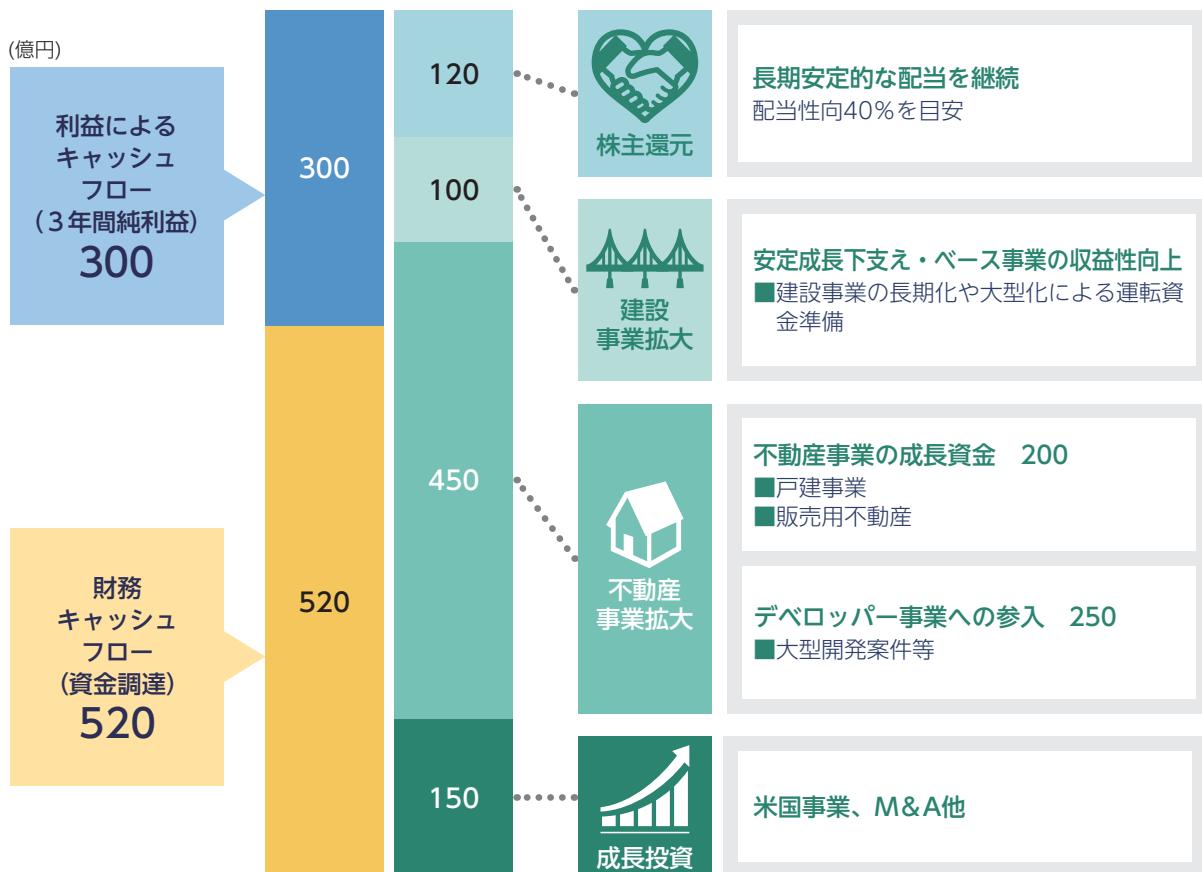
(億円)

	2025/3期 実績	2026/3期 計画	2027/3期 計画	2028/3期 計画
受注高	3,913	4,200	4,400	4,800
売上高	3,466	3,700	4,000	4,200
営業利益 (率)	114 (3.3%)	150 (4.1%)	180 (4.5%)	210 (5.0%)
親会社株主帰属 当期純利益	64	78	100	122

	2025/3期	2028/3期	2031/3期
ROE 自己資本利益率	4.7%	8.1%	10.0% 以上
ROIC 投下資本利益率	4.9%	5.4%	7.0% 以上

(5) キャッシュアロケーション

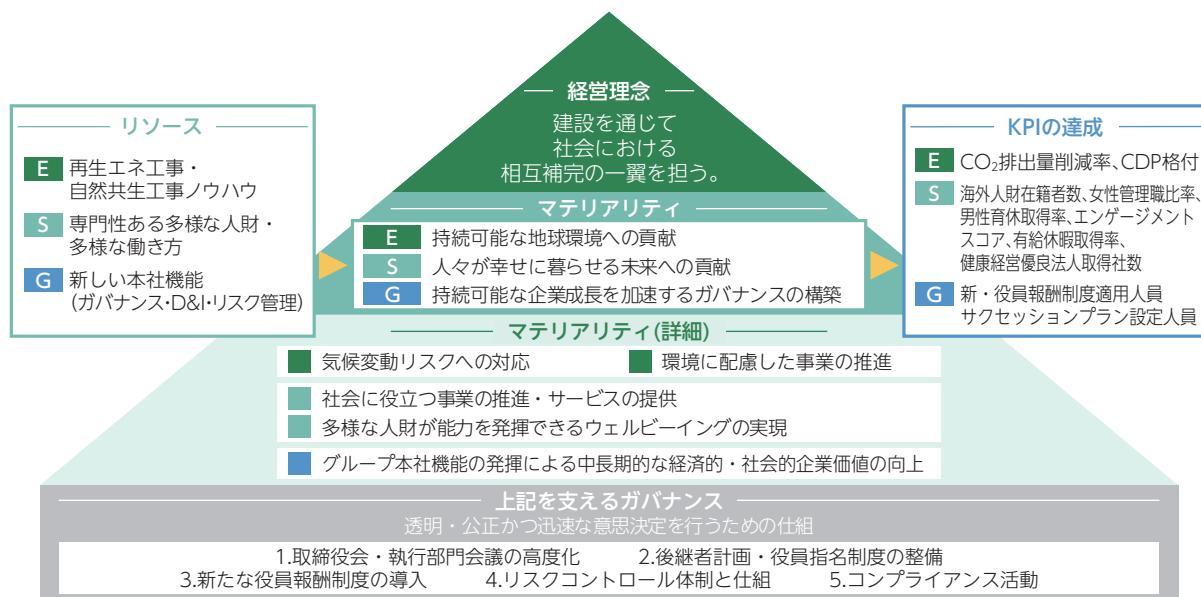
不動産事業をはじめとした成長事業への資金配分など、成長投資と株主還元のバランスを考慮した財務戦略により、更なるグループの価値向上に向け取り組んでまいります。



(6)サステナビリティ経営への取組み

気候変動や人権問題など、グローバルな社会課題が顕在化・深刻化している中で、企業が長期的に成長していくためには、サステナビリティ（持続可能性）に配慮した経営をおこなうことが不可欠です。

当社は、中期経営計画で掲げるサステナビリティ経営を推進し、温室効果ガス削減、女性活躍、ダイバーシティ推進、ガバナンス体制の高度化など、社会的責任をはたしながら、企業価値の向上を図ってまいります。



⑨ 企業集団の財産および損益の状況の推移

	第57期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第58期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第59期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第60期 (当連結会計年度) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
受 注 高(百万円)	312,889	337,680	325,914	391,378
売 上 高(百万円)	263,907	282,495	312,680	346,685
経 常 利 益(百万円)	11,490	11,768	11,310	10,619
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	6,727	7,534	9,165	6,452
1株当たり当期純利益(円)	193.22	216.38	263.25	185.32
総 資 産(百万円)	236,719	233,963	245,149	269,725
純 資 産(百万円)	121,471	127,759	134,069	137,756

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）にもとづき算出しております。
2. 第57期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第57期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

10 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
高 松 建 設 (株)	5,000 百万円	100.0%	建築工事
青 木 あ す な ろ 建 設 (株)	5,000 百万円	100.0	土木・建築工事
み ら い 建 設 工 業 (株)	2,500 百万円	100.0	港湾・海洋・土木・建築工事
東 興 ジ オ テ ッ ク (株)	80 百万円	100.0	法面保護・地盤改良工事・耐火工事
タ カ マ ツ ハ ウ ス (株)	300 百万円	100.0	木造戸建関連事業の企画・販売
高 松 テ ク ノ サ ー ビ ス (株)	300 百万円	(100.0)	リフォーム・メンテナンス工事
高 松 エ ス テ ー ト (株)	300 百万円	(100.0)	建物管理・不動産総合コンサルタント
(株) 住 之 江 工 芸	98 百万円	(100.0)	インテリアリフォーム
(株) 金 剛 組	300 百万円	(100.0)	社寺建築工事
(株) 中 村 社 寺	100 百万円	(100.0)	社寺建築工事
タ カ マ ツ ビ ル ド (株)	100 百万円	(100.0)	木造戸建住宅事業・木造集合住宅事業
大 昭 工 業 (株)	300 百万円	(100.0)	建築・土木工事
T S K ハ ウ ジ ン グ (株)	20 百万円	(100.0)	木造建築事業
(株) 島 田 組	85 百万円	(100.0)	埋蔵文化財発掘調査・一般土木工事
(株) ア ク セ ス	40 百万円	(100.0)	埋蔵文化財発掘調査
青 木 マ リ ー ン (株)	90 百万円	(100.0)	海洋土木工事
(株) エ ム ズ	40 百万円	(90.0)	リノベーション工事
タ カ マ ツ ハ ウ ス 不 動 産 (株)	100 百万円	(100.0)	不動産仲介および売買
タ カ マ ツ ハ ウ ス 関 西 (株)	100 百万円	100.0	木造戸建関連事業の企画・販売
Takamatsu Construction Group USA, Inc.	54,200 千米ドル	100.0	不動産事業

(注) 1. () 内表示については、間接所有を含めた議決権比率を示しております。

2. タカマツハウス不動産(株)は、2024年10月1日付で(株)ミブコーポレーションから商号変更いたしました。

11 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社24社、持分法適用関連会社2社により構成され、建築事業、土木事業および不動産事業を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する事業をおこなっております。

12 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社の事業所

本 社 大阪市淀川区新北野一丁目2番3号
東 京 本 社 東京都港区芝四丁目8番2号

② 主要な子会社の事業所

高 松 建 設 (株)	大阪市淀川区
青木あすなろ建設(株)	東京都港区
みらい建設工業(株)	東京都港区
東興ジオテック(株)	東京都中央区
タカマツハウス(株)	東京都渋谷区
高松テクノサービス(株)	大阪市淀川区
高松エステート(株)	大阪市淀川区
(株)住之江工芸	大阪市淀川区
(株)金剛組	大阪市天王寺区
(株)中村社寺	愛知県一宮市
タカマツビルド(株)	横浜市西区
大昭工業(株)	大阪府高槻市
T S Kハウジング(株)	大阪府高槻市
(株)島田組	大阪府八尾市
(株)アクセス	大阪府八尾市
青木マリーン(株)	東京都港区
(株)エムズ	東京都中央区
タカマツハウス不動産(株)	東京都渋谷区
タカマツハウス関西(株)	大阪市淀川区
Takamatsu Construction Group USA, Inc.	米国ニューヨーク州

13 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,981名	89名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93名	30名増	47.7歳	11.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。また、執行役員は含まれておりません。
 2. 平均勤続年数の算定にあたり、グループ会社からの転籍者および出向者は各社における勤続年数を通算しております。

14 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)りそな銀行	5,500百万円
(株)みずほ銀行	5,500百万円
(株)三菱UFJ銀行	4,000百万円

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 名誉会長	高松孝之	
取締役 会長	高松孝嘉	
代表取締役 社長	高松浩孝	
代表取締役 副社長	高松孝年	高松建設(株)代表取締役社長
取締役	浅井哲	公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長
取締役	高松英之	タカマツビルド(株)代表取締役副社長執行役員
取締役	青山繁弘	公益財団法人流通経済研究所理事長 H.U.グループホールディングス(株)社外取締役
取締役	中原秀人	国立大学法人大阪教育大学理事
取締役	辻井靖	青木あすなる建設(株)代表取締役社長
取締役	石橋伸子	弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士 (株)上組社外取締役 (株)ふくおかフィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）
取締役	濱島健爾	ウシオ電機(株)（特別顧問） (株)ニチレイ社外取締役（報酬諮問委員会委員長）
常勤 監査役	角田稔	
常勤 監査役	茶谷健	
監査役	津野友邦	津野公認会計士事務所代表 いざなみ監査法人代表社員 いざなみ税理士法人代表社員 (株)いざなみ総研代表取締役 (株)ソフトウェア・サービス社外監査役
監査役	千地耕造	(株)Mizkan Holdings社外監査役

- (注) 1. 取締役青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏および濱島健爾氏は、社外取締役であります。
2. 監査役茶谷健氏、津野友邦氏および千地耕造氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏および濱島健爾氏ならびに監査役茶谷健氏、津野友邦氏および千地耕造氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役津野友邦氏は、公認会計士として税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 2025年3月31日付および2025年4月1日付で担当および重要な兼職の状況において以下のとおり異動がありました。
- ・取締役高松英之氏は、2025年3月31日付でタカマツビルド(株)代表取締役副社長執行役員を退任しました。
 - ・取締役辻井靖氏は、2025年4月1日付で青木あすなる建設(株)代表取締役社長から、青木あすなる建設(株)取締役会長となりました。

[ご参考] 2025年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

(※印の執行役員は取締役を兼務しております。)

会社における地位	氏名	担当
社長執行役員	※ 高松 浩 孝	
副社長執行役員	※ 浅井 哲	
常務執行役員	※ 高松 英 之	グループ経営高度化チーム担当
執行役員	小田 卓 也	事業戦略本部長
執行役員	不破 徳 彦	グループ人財統括本部長兼グループ管理本部長兼グループ内部監査部担当
執行役員	鷹 司 尚 通	グループ経営企画本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識しておこなった行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額	摘要
取締役	13名	254百万円	取締役報酬限度額は年額350百万円以内（うち社外取締役分80百万円以内） 決議時点の取締役は11名（うち社外取締役4名） （2024年6月19日開催定時株主総会決議）
監査役	5	32	監査役報酬限度額は年額60百万円以内 決議時点の監査役は3名 （2024年6月19日開催定時株主総会決議）
合計	18	287	

（注）報酬等の総額は、当社支払額を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	青 山 繁 弘	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。 また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名報酬委員会の委員長を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。
取 締 役	中 原 秀 人	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。 また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名報酬委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。
取 締 役	石 橋 伸 子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、弁護士としての幅広い知見と専門的な見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。 また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名報酬委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。
取 締 役	濱 島 健 爾	2024年6月19日開催の第59回定時株主総会において選任され、6月以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。 また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名報酬委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。

	氏 名	主 な 活 動 状 況
常 勤 監 査 役	茶 谷 健	2024年6月19日開催の第59回定時株主総会において選任され、6月以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、出身分野である金融機関を通して培われた知識・見地から適宜質問し、発言をおこなっております。 また、6月以降に開催された監査役会10回のうち10回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の審議をおこなっております。
監 査 役	津 野 友 邦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜質問し、発言をおこなっております。 また、監査役会12回のうち12回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の審議をおこなっております。
監 査 役	千 地 耕 造	2024年6月19日開催の第59回定時株主総会において選任され、6月以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、食料品業界において取締役、監査役等を歴任しており、企業経営者として豊富な経験と高い見地から適宜質問し、発言をおこなっております。 また、6月以降に開催された監査役会10回のうち10回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の審議をおこなっております。

⑥ 社外役員の報酬等の総額

	支 給 人 数	報 酬 等 の 総 額	子 会 社 か ら の 役 員 報 酬 等
社 外 役 員	9名	89百万円	12百万円

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。

1. 業務執行をおこなう取締役の報酬

取締役会で定めた役員基本報酬制度および役員賞与制度にもとづき、責務の重さ等を考慮して役職毎に定めた基本報酬に役員賞与を加算した報酬額について、取締役会は業務執行取締役の当該報酬額が相当かどうかを検討したうえで個人別の報酬額を決定するよう代表取締役社長高松浩孝に一任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価をおこなうには代表取締役社長が最も適しているためであります。代表取締役社長が委任された権限は、指名報酬委員会において、役員間の公平性、貢献度、会社業績等を踏まえて審議をおこない報酬額を決定することとしており、これを事前確定届出給与としております。なお、この事前確定届出給与のうち、基本報酬部分については毎月、役員賞与部分については7月に支払っております。代表取締役社長は取締役会で定めた上記報酬制度と整合した報酬額を提案し、独立社外取締役を含む指名報酬委員会において審議したうえで決定することにより、報酬額の内容の適正が担保されていることから、取締役会はその答申が決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 業務執行をおこなわない取締役の報酬

個人別の報酬額の決定につき取締役会の一任を受けた代表取締役社長は、指名報酬委員会において各役員の社会的地位および貢献度について審議をおこない、あらかじめ決定した定期同額給与としております。代表取締役社長は取締役会で定めた上記報酬制度と整合した報酬額を提案し、独立社外取締役を含む指名報酬委員会において審議したうえで決定することにより、報酬額の内容の適正が担保されていることから、取締役会はその答申が決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 取締役の報酬限度額

取締役の報酬総額は、株主総会にて承認を得た範囲内としております。

なお、株主総会で承認された取締役の報酬総額の限度額は以下のとおりです。

取締役報酬限度額：年額350百万円以内（うち社外取締役分80百万円以内）
（2024年6月19日定時株主総会決議）

当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役4名）です。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	101百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の妥当性を前年度実績の検証と評価等にもとづき精査し、また報酬の前提となる見積りの算出根拠の妥当性を精査した結果、ともに相当であると考え、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 支払額には消費税等を含めておりません。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付け、持続的な発展に向けた経営基盤の強化拡充と、着実な株主還元の最適なバランスをはかる規律ある資本政策を遂行することを基本方針としています。

当期（2025年3月期）の配当金につきましては、2025年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が6,452百万円と期初の予想を下回りましたが、「安定配当を継続し、株主還元を拡充するとともに自己資本の一層の強化を目指す」方針を堅持し、1株当たり年間配当金を期初予想どおりの82円（配当性向44.2%）といたしました。

また、新中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）の対象年度においては、配当性向40%程度、かつ累進配当を基本方針とし、年間の1株当たり配当金額の下限を90円に設定し、業績に連動した利益還元をおこなうこととしています。次期（2026年3月期）の配当金につきましては、1株当たり90円（配当性向40.2%）を予定しております。内部留保資金につきましては、当社グループ全体において経営体質の一層の強化、充実ならびに今後の事業展開に役立てる等、中長期的な視点で有効に活用してまいります。

~~~~~  
(注) 事業報告中の記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目              | 第60期<br>(2025年3月31日現在) | 科目                 | 第60期<br>(2025年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|--------------------|------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                        | <b>負債の部</b>        |                        |
| <b>流動資産</b>     | <b>203,327</b>         | <b>流動負債</b>        | <b>111,695</b>         |
| 現金預金            | 35,723                 | 工事未払金              | 34,801                 |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 109,044                | 短期借入金              | 15,000                 |
| 販売用不動産          | 22,662                 | 1年内償還予定の社債         | 10,000                 |
| 未成工事支出金         | 1,475                  | 未払法人税等             | 3,635                  |
| 不動産事業支出金        | 28,958                 | 未成工事受入金            | 33,297                 |
| 未収入金            | 2,915                  | 完成工事補償引当金          | 601                    |
| その他             | 2,662                  | 賞与引当金              | 4,706                  |
| 貸倒引当金           | △115                   | その他                | 9,654                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>66,398</b>          | <b>固定負債</b>        | <b>20,273</b>          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>46,816</b>          | 社債                 | 5,000                  |
| 建物・構築物          | 15,413                 | 繰延税金負債             | 494                    |
| 機械・運搬具・工具器具備品   | 2,156                  | 再評価に係る繰延税金負債       | 238                    |
| 船舶              | 1,181                  | 船舶特別修繕引当金          | 64                     |
| 土地              | 27,757                 | 退職給付に係る負債          | 12,312                 |
| リース資産           | 195                    | その他                | 2,163                  |
| 建設仮勘定           | 113                    | <b>負債合計</b>        | <b>131,968</b>         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,434</b>           | <b>純資産の部</b>       |                        |
| のれん             | 507                    | <b>株主資本</b>        | <b>136,729</b>         |
| その他             | 927                    | 資本金                | 5,000                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>18,146</b>          | 資本剰余金              | 797                    |
| 投資有価証券          | 7,518                  | 利益剰余金              | 130,932                |
| 繰延税金資産          | 8,061                  | 自己株式               | △0                     |
| その他             | 2,762                  | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>975</b>             |
| 貸倒引当金           | △195                   | その他有価証券評価差額金       | 115                    |
| <b>資産合計</b>     | <b>269,725</b>         | 土地再評価差額金           | △1,248                 |
|                 |                        | 為替換算調整勘定           | 1,864                  |
|                 |                        | 退職給付に係る調整累計額       | 244                    |
|                 |                        | <b>非支配株主持分</b>     | <b>51</b>              |
|                 |                        | <b>純資産合計</b>       | <b>137,756</b>         |
|                 |                        | <b>負債純資産合計</b>     | <b>269,725</b>         |

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                    | 第60期<br>(2024年4月1日から2025年3月31日まで) |                |
|------------------------|-----------------------------------|----------------|
|                        |                                   |                |
| <b>売上高</b>             |                                   |                |
| 完成工事高                  | 264,444                           |                |
| 不動産事業売上高               | 82,241                            | <b>346,685</b> |
| <b>売上原価</b>            |                                   |                |
| 完成工事原価                 | 231,645                           |                |
| 不動産事業売上原価              | 70,413                            | <b>302,059</b> |
| <b>売上総利益</b>           |                                   |                |
| 完成工事総利益                | 32,798                            |                |
| 不動産事業総利益               | 11,827                            | <b>44,626</b>  |
| <b>販売費および一般管理費</b>     |                                   | <b>33,165</b>  |
| <b>営業利益</b>            |                                   | <b>11,460</b>  |
| <b>営業外収益</b>           |                                   |                |
| 受取利息および配当金             | 57                                |                |
| 受取賃貸料                  | 88                                |                |
| 受取補償金                  | 38                                |                |
| その他                    | 68                                | 253            |
| <b>営業外費用</b>           |                                   |                |
| 支払利息                   | 249                               |                |
| 持分法による投資損失             | 633                               |                |
| その他                    | 211                               | 1,094          |
| <b>経常利益</b>            |                                   | <b>10,619</b>  |
| <b>特別利益</b>            |                                   |                |
| 固定資産売却益                | 1                                 |                |
| 投資有価証券売却益              | 52                                | 54             |
| <b>特別損失</b>            |                                   |                |
| 固定資産売却損                | 2                                 |                |
| 固定資産除却損                | 85                                |                |
| 投資有価証券売却損              | 0                                 | 88             |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |                                   | <b>10,585</b>  |
| 法人税、住民税および事業税          | 5,394                             |                |
| 法人税等調整額                | △1,272                            | 4,121          |
| <b>当期純利益</b>           |                                   | <b>6,463</b>   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |                                   | 11             |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |                                   | <b>6,452</b>   |

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目              | 第60期<br>(2025年3月31日現在) | 科目              | 第60期<br>(2025年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|-----------------|------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                        | <b>負債の部</b>     |                        |
| <b>流動資産</b>     | <b>54,739</b>          | <b>流動負債</b>     | <b>82,649</b>          |
| 現金預金            | 16,990                 | 短期借入金           | 15,000                 |
| 販売用不動産          | 1,058                  | 1年内償還予定の社債      | 10,000                 |
| 関係会社短期貸付金       | 36,483                 | リース債務           | 7                      |
| その他             | 224                    | 預り金             | 57,202                 |
| 貸倒引当金           | △18                    | 未払法人税等          | 19                     |
|                 |                        | 不動産事業受入金        | 27                     |
|                 |                        | 賞与引当金           | 107                    |
|                 |                        | その他             | 285                    |
| <b>固定資産</b>     | <b>65,115</b>          | <b>固定負債</b>     | <b>5,929</b>           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>33,324</b>          | 社債              | 5,000                  |
| 建物・構築物          | 12,555                 | リース債務           | 13                     |
| 機械装置・運搬具        | 214                    | 再評価に係る繰延税金負債    | 42                     |
| 工具器具・備品         | 337                    | 退職給付引当金         | 66                     |
| リース資産           | 20                     | 未払役員退職金         | 500                    |
| 土地              | 20,195                 | 長期預り保証金         | 307                    |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>113</b>             | <b>負債合計</b>     | <b>88,579</b>          |
| ソフトウェア          | 113                    | <b>純資産の部</b>    |                        |
| その他             | 0                      | <b>株主資本</b>     | <b>32,579</b>          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>31,678</b>          | <b>資本金</b>      | <b>5,000</b>           |
| 投資有価証券          | 103                    | <b>資本剰余金</b>    | <b>272</b>             |
| 関係会社株式          | 29,069                 | 資本準備金           | 272                    |
| 関係会社長期貸付金       | 2,418                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>27,308</b>          |
| その他             | 87                     | 利益準備金           | 978                    |
| 貸倒引当金           | △1                     | その他利益剰余金        | 26,330                 |
|                 |                        | 繰越利益剰余金         | 26,330                 |
|                 |                        | <b>自己株式</b>     | <b>△0</b>              |
|                 |                        | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△1,304</b>          |
|                 |                        | 土地再評価差額金        | △1,304                 |
| <b>資産合計</b>     | <b>119,855</b>         | <b>純資産合計</b>    | <b>31,275</b>          |
|                 |                        | <b>負債純資産合計</b>  | <b>119,855</b>         |

## 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                | 第60期<br>(2024年4月1日から2025年3月31日まで) |       |
|--------------------|-----------------------------------|-------|
|                    |                                   |       |
| <b>売上高</b>         |                                   |       |
| 不動産事業売上高           | 1,245                             |       |
| 関係会社受取配当金          | 5,213                             | 6,458 |
| <b>売上原価</b>        |                                   |       |
| 不動産事業売上原価          |                                   | 1,128 |
| <b>売上総利益</b>       |                                   | 5,329 |
| <b>販売費および一般管理費</b> |                                   | 2,301 |
| <b>営業利益</b>        |                                   | 3,028 |
| <b>営業外収益</b>       |                                   |       |
| 受取利息および配当金         | 403                               |       |
| その他                | 22                                | 425   |
| <b>営業外費用</b>       |                                   |       |
| 支払利息               | 377                               |       |
| 社債利息               | 57                                |       |
| 支払手数料              | 39                                |       |
| 為替差損               | 28                                |       |
| その他                | 8                                 | 511   |
| <b>経常利益</b>        |                                   | 2,943 |
| <b>特別損失</b>        |                                   |       |
| 固定資産除却損            | 3                                 | 3     |
| <b>税引前当期純利益</b>    |                                   | 2,940 |
| 法人税、住民税および事業税      |                                   | 5     |
| <b>当期純利益</b>       |                                   | 2,934 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社高松コンストラクショングループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 美樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高松コンストラクショングループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高松コンストラクショングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社高松コンストラクショングループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 美樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高松コンストラクショングループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の社員等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および社員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社高松コンストラクショングループ 監査役会

常 勤 監 査 役 角 田 稔 ㊟

常 勤 社 外 監 査 役 茶 谷 健 ㊟

社 外 監 査 役 津 野 友 邦 ㊟

社 外 監 査 役 千 地 耕 造 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

## 株主総会開催日時

2025年6月18日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）

## 会場

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号

本社3階会議室

電話：06-6303-8101（代表）



## 交通のご案内

阪急電鉄

「十三」駅 西口出口から徒歩約3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

